

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社駿府楽市と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 地場産業における関係情報の収集処理並びに販売に関する業務。
- 2 地域産業に関する企画、立案及び販売の斡旋に関する業務。
- 3 地場産品の販路拡大と需要開拓及び伝統産業の保存育成に関する業務。
- 4 繊維製品、陶器、履物等の伝統工芸品並びに民芸品の紹介及び展示販売に関する業務。
- 5 和洋小物類の紹介及び展示販売に関する業務。
- 6 農林水産物並びにその加工食品の紹介及び展示販売に関する業務。
- 7 菓子類の紹介及び展示販売に関する業務。
- 8 酒類の紹介及び展示販売に関する業務。
- 9 日用雑貨品、玩具、娯楽用品の販売に関する業務。
- 10 観光情報サービスに関する業務。
- 11 公共施設等の管理運営に関する受託業務。
- 12 前各号に掲げる物品の配送、搬送に関する業務。
- 13 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県静岡市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000株とし、すべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は、金 50,000 円とする。

第7条 当社の株式は、すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、5株券、10株券、50株券、及び100株券の5種類とする

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当社の株式について名義書換を請求するときは、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録及び信託財産の表示を請求するときは、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式により請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により、その再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合は、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式名簿の閉鎖及び基準日)

第13条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため、必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(召集の期間)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に臨時にこれを召集する。

2 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載された株主とする。

(招 集 者)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを召集し、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを召集する。

(議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主と議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主とし、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 20 条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印するものとする。

## 第4章 取締役、取締役会及び監査役

### (定 員)

第 21 条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は2名以内とする。

### (選任方法)

第 22 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

### (任 期)

第 23 条 取締役の任期は、就任後2年内、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (取締役会)

第 24 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

### (取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを省略して、取締役会を開くことができる。

### (取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

### (取締役会決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及び結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

2 取締役会は、その決議により、社長1名のほか、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役若干を選任することができる。

(監査の範囲)

第 30 条 監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定する。

(報 酬)

第 31 条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議を持って定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第 32 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。

(利益配当)

第 33 条 利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払うものとする。

2 利益配当金又はその他の分配金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

3 利益配当金については、利息をつけないものとする。

平成 3年 5月 8日制定  
平成10年 6月10日改訂  
平成15年 8月 4日改訂 第30条  
平成28年 7月 1日改訂 第29条  
令和 6年 6月14日改訂 第 2条 第27条

本定款は、会社保存の原本と相違ありません。